

横浜町屋外広告物規制概要図

第4条 禁止地域

(広告物を掲示してはならない)

①三保野公園



ゲンジボタル生息地
 長下、田ノ沢地区)

禁止物件

ずる物件に広告物を表示、または広告物を
 物件を設置してはならない。

トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
 及び路傍樹

道路標識、道路元標、里程標並びに道路
 及び駒止

街灯柱その他これに類するもので、知事が
 もの

火災報知機及び火の見やぐら

スト及び電話ボックス

電塔、送電塔、送受信等及び照明塔

びにガスタンク、水道タンク及び石油タン

申込像及び記念碑

呆護法第69条第1項、第2項もしくは青
 材保護条例第38条第1項の規定により指
 または同法第70条第1項の規定により仮
 を樹木、岩、塚等の物件

系 許可地域

79号全線

兵六ヶ所線

凡 例			
地 域	許 可 地 域		
	□	□	
禁止道路(鉄道)	許 可 区 域	許 可 区 域 (自然景観型)	許 可 道 路 (鉄 道)

上
区
域

園、保全地域等)